

平成27年1月30日

各関係団体の長 様

鹿児島県保健福祉部介護福祉課長

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令等の公布」について

このことについて、別添のとおり厚生労働省から通知がありましたので、お知らせします。
つきましては、貴会会員施設等へ周知して下さるようお願いいたします。
なお、改正後の省令については、県ホームページを御参照ください。

記

(参考) 介護保険最新情報

○vol414

- ・介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

○vol416

- ・介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第三号及び第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布について

県ホームページの掲載先

- ・県H.Pトップ>健康・福祉>高齢者・介護保険>介護保険制度>平成27年4月改正関係
<http://www.pref.kagoshima.jp/ae05/kenko-fukushi/koreisya/kaigohoken/h27hosyuukaitei.html>

問い合わせ先

鹿児島県保健福祉部介護福祉課
事業者指導係

TEL : 099-286-2676

FAX : 099-286-5554

メール : k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp